［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

15　法第二条第十五項の規定は、第五項、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十条の八　［略］

2　法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ　当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［ロ～ニ　略］

三　当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四　［略］

3　［略］

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十条の九　法第二百七十一条の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［略］

四　法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第六号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五　法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六　法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七　法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

10　法第二条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十条の八　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［ロ～ニ　同上］

三　当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四　［同上］

3　［同上］

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十条の九　［同上］

［一～六　同上］

七　保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［同上］